

1. 施設の目的及び運営の方針

- 1) 利用者が自立した日常生活を営む事ができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリ・看護・介護その他の日常生活上に必要なサービスを提供し、家庭復帰を目指します。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束を行いません。
- 3) 地域の中核施設となるべく、保健・医療・福祉サービスの提供者及び関係市区町村と連携を図り、利用者が施設において統合的なサービス提供を受けることができるように努めます。
- 4) 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるように努めます。
- 5) サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者・家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行い、利用者の同意を得て実施するように努めます。
- 6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に則り、施設が得た利用者の個人情報については、サービス提供にかかる以外の利用は原則行いません。外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとします。

2. 利用者（被保険者）

利用者名	様
要介護状態区分	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

3. 事業者

事業所の名称	介護老人保健施設 さわら老健センター
所在地	福岡市早良区早良1丁目1番60号
法人種別	社会医療法人 福西会
代表者氏名	理事長 山下 裕 一
電話番号	092-804-7716

4. ご利用施設

施設名	介護老人保健施設 さわら老健センター
所在地	福岡市早良区早良1丁目1番60号
施設長名	河野 知 記
電話番号	092-804-7716
介護保険指定番号	介護老人保健施設 (福岡県 27号)

5. 施設であわせて実施する事業

事業の種類		指定年月日	利用者
施 設	介護老人保健施設	平成 2年 4月 18日	100人
	通所リハビリテーション	平成 28年 3月 15日	50人
居 宅	訪問リハビリテーション	平成 30年 10月 1日	4人
	短期入所療養介護	平成 2年 4月 18日	空床利用

6. 施設の職員体制

職 種	資 格	備 考	計	職務内容
管理者			1名	施設の運営管理
医師	医師		1名以上	健康・保健衛生 医療の管理
支援相談員	社会福祉士		1名以上	生活相談・指導
薬剤師	薬剤師	非常勤 1名	0, 3名以上	調剤・服薬指導
栄養科	管理栄養士 調理員		1名以上 8名	栄養管理指導 調理指導
リハビリ職員	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		2名以上	リハビリ訓練の 実施・指導
介護支援専門員	介護支援専門員		1名以上	施設サービス計画 の作成
事務職			2名	庶務及び経理
看護職	正看護師 准看護師		10名以上	看護・保健衛生 及び介護
介護職	介護福祉士 ヘルパー2級 介護助手		20名以上 5名以上 3名	日常生活全般 の介護

7. 施設の職員勤務体制

	昼 間	夜 間	日・祝・祭日
医師	1名		
支援相談員	1名		事務職と交代
栄養科	7名		5名
リハビリ職員	2名		
介護支援専門員	1名		
事務職	2名		支援相談員及び介護支援専門員と交代
看護職	5名	1名	3名
介護職	12名	4名	10名

8. 施設の概要

敷 地	地	
		4,506,91m <sup>2</sup>
建 物	構造	鉄筋コンクリート造4階建
	延べ床面積	4,996,33m <sup>2</sup>
	利用定員	100名

9. 居室・主な設備

定 員	100名	療養室	30室 100床
居 室	4人部屋	22部屋 (1室 34, 8m <sup>2</sup> )	診察室 1室
	2人部屋	4部屋 (1室 19, 0m <sup>2</sup> )	食 堂 2室
	1人部屋	4部屋 (1室 13, 5m <sup>2</sup> 以上)	機能訓練室 1室
浴 室	2ヶ所	静養室	1室
通所リハビリ室	1室	家族相談室	1室

10. 入所手続き

入所判定で入所可能と判断された方には、入所時に契約書を交わし、施設サービスの提供を行います。

## 1 1. 退所

- ① 利用者・ご家族のご都合（他の施設や住所に転出等）での退所。
- ② 自動終了
  - \* 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
  - \* 利用者が入院した場合。
  - \* 利用者が介護認定で非該当<自立・要支援>と認定された場合。
  - \* 利用者が死亡した場合。
- ③ 在宅復帰
- ④ 利用者が施設サービス料金を1ヶ月以上滞納され、催告後にも入金されていない場合。
- ⑤ 利用者やご家族の方などが事業者の従事者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を（暴力、飲酒、喫煙、セクハラなど）行った場合。
- ⑥ 施設がやむを得ない事情により、閉鎖・縮小する場合。

## 1 2. 在宅復帰（情報提供・在宅調整）

- ① 判定会議  
入所中、定期的（3ヶ月毎）に居宅での生活が可能か否かの判定会議を行います。
- ② 居宅サービスの検討  
居宅サービスを利用するにあたり、説明などを行います。

## 1 3. 料金

基本料（介護保険1割自己負担金）

### ① 施設利用料【概算】

		多床室			従来型個室		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	基本型	829円	1,658円	2,487円	749円	1,498円	2,247円
要介護 2		881円	1,762円	2,643円	797円	1,594円	2,391円
要介護 3		949円	1,898円	2,847円	865円	1,730円	2,595円
要介護 4		1,004円	2,008円	3,012円	923円	1,846円	2,769円
要介護 5		1,058円	2,116円	3,174円	974円	1,948円	2,922円

		多床室			従来型個室		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1	強化型	910円	1,820円	2,730円	823円	1,646円	2,469円
要介護 2		990円	1,980円	2,970円	902円	1,804円	2,706円
要介護 3		1,060円	2,120円	3,180円	970円	1,940円	2,910円
要介護 4		1,120円	2,240円	3,360円	1,029円	2,058円	3,087円
要介護 5		1,176円	2,352円	3,528円	1,087円	2,174円	3,261円

### ② 食費・居住費負担額(2024年4月1日～7月31日)

	食費	居住費（多床室）	居住費（従来型個室）
利用者負担 第1段階	380円	0円	490円
利用者負担 第2段階	390円	370円	490円
利用者負担 第3段階	650円	370円	1,310円
上記以外	1,525円	377円	1,668円

### ③ 食費・居住費負担額(2024年8月1日～)

	食費	居住費（多床室）	居住費（従来型個室）
利用者負担 第1段階	380円	0円	550円
利用者負担 第2段階	390円	430円	550円
利用者負担 第3段階	650円	430円	1,370円
上記以外	1,525円	437円	1,728円

- \* 世帯の収入に応じて減額の制度があります。  
減額の制度に該当される方は申請が必要ですのでご相談下さい。

介護保険対象外の利用料（実費）について

理美容

実費

食費内訳

朝 食	400円	1食
昼 食	550円	1食
おやつ	120円	1食
夕 食	550円	1食

合 計 1620円 1日

日常生活費（日用消耗品・教養娯楽費） 300円 1日

\* 日常生活費内訳

項 目	内 容	金 額	
日用消耗品費	おしぼり	200円	
	綿棒		
	乳液		
	洗剤		
	擦式アルコール剤		
教養娯楽費	消臭液	100円	
	うがい薬		
	入浴剤		
	スキナベープ		
	ウエットティッシュ		
ポンド	水のり	画用紙	100円
セロテープ	色紙	厚紙	
折り紙	色模造紙	墨汁	
習字紙	色鉛筆（クーピー）	風船	

\* この費用はご契約者が自由に選択できる項目です。

ご家族やその他、代理の方にご用意いただく場合には徴収いたしません。

電気代	テレビ・電気毛布	100円	1日
クリーニング	水洗い	550円	1ネット
	ドライクリーニング	198円	1着

健康診断料	実 費
インフルエンザ予防接種料	実 費
行事参加費（特別な行事の場合）	実 費
領収書再発行	550円
傷病手当書類	1,000円
一般証明書	3,300円
成年後見制度用診断書	3,300円
死亡診断書	5,500円
嚙下訓練用ゼリー	110円

さわら老健センター 施設サービス料金 1単位 10.45円

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算			
Ⅰ 1日 258 単位 (3月以内)	270 円	539 円	809 円
Ⅱ 1日 200 単位 (3月以内)	209 円	418 円	627 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算			
Ⅰ 1日 240 単位 (3月以内)	251 円	502 円	752 円
Ⅱ 1日 120 単位 (3月以内)	125 円	251 円	376 円
外泊加算			
1月に6日 362 単位	378 円	757 円	1,135 円
初期加算			
Ⅰ 1月 60 単位	63 円	125 円	188 円
Ⅱ 1月 30 単位	31 円	63 円	94 円
夜勤体制加算			
1日 24 単位	25 円	50 円	75 円
栄養マネジメント強化加算			
1日 11 単位	11 円	23 円	34 円

経口維持加算 I 1月 400 単位 II 1月 100 単位	418 円 105 円	836 円 209 円	1,254 円 314 円
療養食加算 1回 6 単位 (日3回を限度)	6 円	13 円	19 円
退所時栄養連携加算 1回 200 単位	209 円	418 円	627 円
再入所時栄養連携加算 1回 70 単位	73 円	146 円	219 円
経口移行加算 1月 28 単位180日以内	29 円	59 円	88 円
口腔衛生管理加算 I 1月 90 単位 II 1月 110 単位	94 円 115 円	188 円 230 円	282 円 345 円
サービス提供体制強化加算 I 1日22 単位 II 1日18 単位	23 円 19 円	46 円 38 円	69 円 56 円
地域連携診療計画情報提供加算 1回 300 単位	314 円	627 円	941 円
所定疾患施設療養費 I 10日 239 単位 II 10日 480 単位	250 円 502 円	500 円 1,003 円	749 円 1,505 円
緊急時治療管理 一月に3回 518 単位	541 円	1,083 円	1,624 円
ターミナルケア加算 死亡日以前31 - 45日 72 単位 死亡日以前4 ~ 30日 160 単位 死亡日前日及び前々日 910 単位 死亡日 1900 単位	75 円 167 円 951 円 1,986 円	150 円 334 円 1,902 円 3,971 円	226 円 502 円 2,853 円 5,957 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 7日を限度 200 単位	209 円	418 円	627 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I 1日51 単位 II 1日51 単位	53 円 53 円	107 円 107 円	160 円 160 円
入所前後訪問指導加算 I 1回 450 単位 II 1回 480 単位	470 円 502 円	941 円 1,003 円	1,411 円 1,505 円
試行的退所時指導加算 1回 400 単位	418 円	836 円	1,254 円
退所時情報提供加算 I 1回 500 単位 II 1回 250 単位	523 円 261 円	1,045 円 523 円	1,568 円 784 円
入退所前連携加算 I 1回 600 単位 II 1回 400 単位	627 円 418 円	1,254 円 836 円	1,881 円 1,254 円
訪問看護指示加算 1回 300 単位	314 円	627 円	941 円
安全対策体制加算 1回20 単位	21 円	42 円	63 円
自立支援推進加算 1月 300 単位	314 円	627 円	941 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I 1回 100 単位 II 1回 240 単位 III 1回 100 単位	105 円 251 円 105 円	209 円 502 円 209 円	314 円 752 円 314 円

褥瘡マネジメント加算 Ⅱ 1回13 単位 Ⅲ 1回10 単位	14 円 10 円	27 円 21 円	41 円 31 円
排泄支援加算 Ⅰ 1回10 単位 Ⅱ 1回15 単位 Ⅲ 1回20 単位	10 円 16 円 21 円	21 円 31 円 42 円	31 円 47 円 63 円
協力医療機関連携加算 Ⅰ 1回10(単位 R6まで Ⅱ 1回50 単位 R7から Ⅲ 1回5 単位 R7から	105 円 52 円 5 円	209 円 105 円 10 円	314 円 157 円 16 円
科学的介護推進体制加算 Ⅰ 1回40 単位 Ⅱ 1回60 単位	42 円 63 円	84 円 125 円	125 円 188 円
高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅰ 1回10 単位 Ⅱ 1回5 単位	10 円 5 円	21 円 10 円	31 円 16 円
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の 8/1000		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 39/1000		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 21/1000		

その他

\* 利用者の上限

	利用者負担上限額 (円)	
現役並み所得相応	世帯	44,400円
一般世帯	世帯	37,200円
世帯全員が市民税非課税の方	世帯	24,600円
●世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など ●世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金を受給している方	個人	15,000円
●生活保護を受給している方 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 世帯	15,000円 15,000円

#### 14. 料金の支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行致しますので、下記方法でお支払い下さい。

- ① さわら老健センター 受付窓口 正月・日曜休み 8時30分～17時
- ② 銀行振り込み  
振込み口座 西日本シティ銀行 野芥支店 口座番号 普通預金 155084  
名義人 社会医療法人 福西会 理事長 山下 裕一
- ③ 口座引き落とし 27日引き落としとなります。

1ヶ月以上料金滞納し催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合は契約を終了します。

#### 15. 協力医療機関

- ・ 社会医療法人 福西会 福西会病院
- ・ 社会医療法人 福西会 福西会南病院

協力歯科

- ・ 木村歯科医院
- ・ 前田歯科医院
- ・ 福光歯科医院

## 16. 非常災害時の対策

災害防止と入所者の安全を図るため、防火管理者及び非常災害時に際しての必要な具体的計画を定め、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、所轄消防機関と連絡を密にして、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期しております。

非常時の対策	別途定める「介護老人保健施設さわら老健センター消防計画」により対応を行います。			
近施設との協力関係	関連施設「介護老人保健施設ケアセンターひまわり苑・福西会南病院 福西会病院」との非常時における相互の応援体制を確立			
平常時の訓練等 防火設備	別途定める「介護老人保健施設さわら老健センター消防計画」により年2回以上（夜間を含む）消防訓練を実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	ガス漏れ報知器	あり
	避難階段	3箇所	防火扉・シャッター	6箇所
	避難用スロープ ・ 滑り台	各1箇所	屋内消火栓	あり
	避難用外部回路	あり	非常通報装置	あり
	自動火災報知器	あり	非常放送装置	あり
	誘導灯	43箇所	非常用発電設備	あり
	カーテン・ブラインド等は、防火性能のある物を使用しています。			
消防計画等	消防署への届け出日	:	令和2年10月1日	
	防火管理者	:	辻 徹也	

## 17. 相談窓口・苦情対応

\* サービスに関する相談・苦情は、次の窓口で行います。

窓口担当者	介護支援専門員 吉岡 明子
苦情解決責任者	支援相談員 保坂 和宣
ご利用時間	管理者（施設長） 河野 知記
ご利用方法	平日 午前 8時 30分 ~ 午後 5時
	お電話 092-804-7716 ・ 面談
	苦情・要望箱（1・2階のホールおよび3階デイルーム前に設置しています）

\* 公的機関においても、次の機関にて苦情申し立てが出来ます。

福岡市 福祉局 事業者指導課	所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話番号 092-711-4319（直通） 対応時間 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時
早良区 保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道2丁目1番1号 電話番号 092-833-4355（直通） 対応時間 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時
福岡県国民健康保険団体連合会 （国保連）	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092-642-7859 FAX番号 092-642-7857 対応時間 平日 午前 9時 ~ 午後 5時
福岡県運営適正化委員会	所在地 春日市原町3丁目1番7号 クローバープラザ4階東棟 電話番号 092-915-3511 FAX番号 092-584-3354 対応時間 火曜日～日曜日 午前 9時～午後 5時30分

福岡市 保健福祉局 高齢者サービス支援課	所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話番号 092-711-4319 (直通) 対応時間 平日 午前 8時30分 ~ 午後 5時
-------------------------	---

18. 事故発生時の対応について

利用者に対する介護支援の提供により事故が発生した時、非常災害時及び緊急時には、必要に応じて市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事由に関しては、損害賠償を速やかに行います。

19. 身体拘束に関する方針について

身体拘束に関する施設の基本方針、及び身体拘束を行う場合の基準についての具体的な項目・手順を下記の要領に定め、又施設の利用者の特性をふまえ、人権擁護の視点から抑制しないケア>目標や具体的な内容を明確にし、全職員がその考えを十分に理解し、利用者の行動を抑制しないケアに努める。

身体拘束を行う際の手順

- 1) 利用時の情報や利用者の状況が「緊急やむを得ない場合」の3つの要件をすべて満たしているか否かをカンファレンスで検討
  - A 利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いか。
  - B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護がないかどうか。
  - C 身体拘束その他の行動制限が一時的であるかどうか。
- 2) 3つの要件に該当する場合は、施設長に報告し拘束内容を看護師・介護福祉士・リハビリ等で検討する。
- 3) 利用者・家族に対し身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間等を説明し、十分な理解を得た上で、同意書に署名していただく。
- 4) 拘束開始後は、経過観察記録に状況を記載する。  
その場合は、以下の項目に特に注意する。
  - ① 利用者の病状や精神状態の観察。
  - ② 抑制用具の位置や状況の点検
  - ③ 抑制部位の循環障害や感覚機能障害の有無
- 5) 身体拘束中、「緊急やむを得ない場合」の3項目に該当するかどうかを常に観察し、該当しなくなった時点で速やかに解除し、利用者・家族に対し説明・連絡を行う。

20. 虐待防止に関する方針について

事業者は、入所者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、嗣に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護福祉士 内野 裕樹
-------------	-------------

- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦情を相談できる体制を整えるほか従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

21. 個人情報保護について

事業者は介護保険法・個人情報保護法に関する法令に従い、利用者へのサービスを円滑かつ一体的に実施する為に、利用者もしくはそのご家族の情報を病院・各介護保険事業者などと共有いたします。

そのため、事業者が把握した利用者及びその家族等の連絡先・健康状態・療養環境・疾患や年金などその他の個人情報と思われる内容に関しては適切に取り扱います。



## 1. サービス内容

事業所でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に復帰する事が出来るかという施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### <健康管理>

#### ① 診察

週1回、回診を通して診療を行います。具合が悪い時は随時行っています。  
必要な検査・治療が必要と思われる場合は協力病院等への受診を行います。

#### ② 薬

現在服用中の薬がございましたら、入所時に職員へお渡してください。  
入所後は施設医師が処方いたします。

#### ③ 受診・緊急時の対応

急病・急変などにより診察が必要な場合は、協力病院及び他の医療機関で対応いたします。

- \* 病院受診の際は家族の方に付き添いをお願いしております。
- \* 緊急の場合は、予めお聞きした緊急連絡先に連絡いたします。

### <看護・介護>

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄（オムツ交換）・体位交換・シーツ交換・食事の介助、また、利用者の施設サービスが作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

### <居室>

- \* 基本的には4名の居室になります。
- \* 身体の状態により決めていきます。
- \* 入所後の状態（他の利用者含む）により、部屋移動を行うことがあります。

### <食事>

- ① 食事の提供が管理栄養士によって管理されています。
  - ② 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び適切な内容の食事の提供ができるように、栄養ケア・マネジメントを行います。
  - ③ 朝8時・昼12時・夕18時の食事提供を行います。
  - ④ 適温の食事提供を行います。
- \* 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

### <排泄>

利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

### <入浴>

一般入浴のほか入浴に介助を要する利用者については特別浴槽で対応致します。  
入所利用者は、週2回入浴していただきます。  
利用者の身体状態に応じて、清拭となる場合があります。

### <離床・整容など>

廃用予防のため、出来る限り離床に配慮いたします。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助いたします。

シーツ交換は、原則として週1回です。

\*汚染時は適宜行います。

### <リハビリ>

- ① 施設介護サービス計画書（ケアプラン）に基づき、リハビリ職員が医師の指示の基で、利用者の状況に応じて機能訓練又は生活リハビリを行い、心身の機能向上に努めます。
- ② 原則としてリハビリテーション室にて行いますが、施設内での全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

### <相談及び援助>

事業者は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても支援相談員が誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

事業者のサービスに関する相談・要望・苦情は介護支援専門員及び支援相談員へ申し出て下さい。また、苦情・要望箱を各階に設置しておりますのでご利用下さい。

### <社会生活上の便宜>

適宜レクリエーションや行事を企画します。

クラブ活動は材料費が別途かかりますので職員までお尋ね下さい。

理美容案内

毎月 2回                      理美容サービス

月間行事

## 2. 施設利用にあたっての留意事項

### ・ 面会

面会時間は8時30分～18時30分の範囲内であれば特に制限しておりません。

ご都合に合わせて来所下さい。

面会の際は1階受付に設置している面会簿に記入をお願いします。

感染対策のため予約制での面会対応をとらせていただくことがあります。

### ・ 外泊・外出

外泊は1ヶ月に7泊8日までです。ご都合に合わせてご利用下さい。

外泊時は外泊時費用として378円を算定いたします。

外泊時に介護老人保健施設が提供するサービスを利用した場合は、836円を算定します。

### ・ 起床・消灯

起床時間6時、消灯時間21時となっています。

消灯時間後のラジオ・テレビの鑑賞はご遠慮ください。

### ・ 洗濯

当施設では原則としてご家族及び入所者の方に各自でお願いしております。

家族での洗濯が難しいときは外部業者サービスの利用ができます。

### ・ 売店他

1F 正面玄関右   ・   3F エレベーター前に自動販売機を設置しております。

お菓子・日用雑貨は受付に準備しておりますのでお尋ねください。

### ・ 新聞

各階に新聞を準備しております。

個人購入を希望される方は申し出てください。



介護老人保健施設さわら老健センター利用者[以下・「利用者」]と介護老人保健施設さわら老健センター[以下・「事業者」]は、事業者が利用者に対して行う介護老人保健施設サービスについて次の通り契約します。

#### 第1条 (契約の目的)

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元保証人は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

#### 第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は令和7年1月16日から効力を有します。  
但し、身元保証人に変更があった場合は、新たな身元保証人の同意を得ることとします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約・重要事項説明書・サービス内容説明書の改定がない限り、初回時の同意書提出をもって、繰り返しサービスを利用することが出来るものとします。

#### 第3条 (身元保証人)

1. 利用者は次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
  - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
2. 身元保証人は、利用者が本契約上等施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で利用者と同様して支払う責任を負います。
3. 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元保証人と別に祭祀主宰者が居る場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
4. 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は利用者及び身元保証人に対し、相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることが出来ます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
5. 身元保証人の請求があった時は、当事業所は身元保証人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### 第4条 (受給資格者の確認及び記録の記載)

1. 事業者の利用に際して、被保険者証の提示を求めます。  
被保険者資格・要介護認定の有無及び介護認定の有効期間を確認します。
2. 保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供します。
3. 入所に際しては、入所の年月日並びに事業者の種類及び名称を記載し、退所時に退所年月日を記載します。

#### 第5条 (施設サービス計画)

1. 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員の指導により担当者に行わせます。
  - ① 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護老人保健施設サービスの目標及びその達成期間・サービス内容・サービスを提供する上で留意点などを盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
  - ② 必要に応じて施設サービス計画を変更します。
  - ③ 施設サービス計画の作成及び変更の際には、その内容を利用者説明します。

## 第6条 (介護老人保健施設サービスの内容)

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室・食事・介護サービス・その他の介護保険法令で定める必要な援助を提供します。  
また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望・状態に応じて適切なサービスを行います。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は[サービス内容説明書]の通りです。  
事業者は[重要事項説明書・サービス内容説明書]に定めた内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第7条 (身体の拘束等)

1. 事業者が、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。  
但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他の行動を制限する行為を行うことがあります。  
この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとします。  
身体拘束としては以下の内容などが該当します。
  - \* ミトン型の手袋をつける。
  - \* 腰ベルトやY字型抑制帯をつける。
  - \* 介護服<つなぎ>を着せる。
  - \* ベット柵を4本つける。
  - \* 抗精神薬を過度に使用する。

## 第8条 (介護認定の申請に係る援助)

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように援助します。
2. 事業者は、利用者が希望される場合は、要介護認定の申請を利用者に変わって行います。

## 第9条 (サービスの提供の記録)

1. 事業者は、介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成する事とし、これを契約終了後2年間保管します。
2. 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元保証人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
3. 事業所は、身元保証人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業所が必要と認める限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元保証人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。
4. 前項は、利用者及び身元保証人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
5. 事業所は、利用者及び連帯保証人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

## 第10条 (利用料金)

1. 利用者及び身元保証人は、サービスの対価として[重要事項説明書]に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の料金の合計額を支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに、利用者若しくは身元保証人に通知します。
3. 利用者若しくは身元保証人は、当月料金の合計を翌月25日までに、窓口で支払います。  
口座振替の方は27日に引き落としとなります。
4. 事業者は、利用者若しくは連帯保証人から料金の支払いを受けた時は、利用者若しくは連帯保証人に対し、領収書を発行します。

#### 第11条 (当事業所からの契約の終了及び入院又は入所による終了)

1. 事業者は利用者に対し、次に掲げる場合には、この契約を解約できます。
2. 身元保証人も前項と同様に入所利用を解除することが出来ます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
3. 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して「30日間の予告期間において」文書で通知する事により、この契約を解約いたします。
  - ① サービスの利用料金の支払いが正当な理由もなく1ヶ月以上延滞し、料金を支払う様に勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
  - ③ 天災・災害・施設の損壊・故障など、やむを得ない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。
3. 利用者が、要介護認定の更新で非該当<自立・要支援>と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は速やかに契約を解約いたします。
  - ① 利用者が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたい程の背信行為(暴力、飲酒、喫煙、セクハラなど)を行った場合。
  - ② 利用者の病状を勘案し、必要なサービスを提供する事が困難な場合、適切な病院または診療所を紹介し、入院となった場合。
  - ③ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
  - ④ 利用者が死亡した場合。
5. 当事業所が新たな身元保証人を立てることを求めたにも関わらず、新たな身元保証人を立てない場合。  
但し、利用者が新たな身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

#### 第12条 (退所時の援助)

事業者は、契約が終了した利用者が退所する際に、利用者及びその家族の希望や利用者が退所後に置かれる事となる環境などを勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第13条 (秘密保持及び個人情報の保護)

1. 事業者及び事業に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件のもと情報提供をすることができます。
  - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)との連携。
  - ③ 利用者が偽りその他、不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。)
3. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### 第14条 (賠償責任)

1. 事業所は、サービスの提供に際し、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

#### 第15条 (緊急時の対応)

1. 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、医師に連絡をとるなどの必要な処置を行い、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。
2. 事業所は、利用者に対し、事業所における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
3. 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第16条 (事故発生時の対応)

1. サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じます。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
3. 前2項のほか、事業者は利用者の家族等利用者または身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第17条 (相談・苦情)

事業者は、利用者、身元保証人又は利用者の親族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望・苦情などに対して迅速に対応します。

第18条 (本契約に定めない事項)

1. 利用者又は身元保証人と事業者が信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第19条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず提訴となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする事を予め同意します。

## 保証契約書

この度、貴施設を利用します上は「重要事項説明書」に記載する諸事項を承諾し、特に下記事項については、貴施設に迷惑をかけない事を保証人連署の上、契約致します。

1. 施設内の諸規則を堅く守り、入所生活、退所時期等については、貴施設の指示に従います。
2. 施設利用料、食事、療養費について同意し、指定の期日までに支払い致します。
3. 身元に関する一切の事項については、迷惑をお掛け致しません。  
尚、介護保険証、健康保険証、住所、電話番号等の届け出事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡致します。

● 身元保証人について

利用者が施設利用料を払えなくなった場合に、利用者に代わって施設利用料を支払う人です。

利用されている方が施設に損害を与えた場合にはその損害を弁償したり、損害の発生を防いだり、損害がそれ以上に広がらないように対応して頂きます。又、利用されている方に関する判断事項や、死亡された場合の身元の引受人として該当する人の事です。

● 連帯保証人について (ご利用の方及び、身元保証人とは別生計の方)

身元保証人が保証契約の内容を対応する事が出来なくなった場合に、利用者又は、身元保証人に代わって保証契約に関する責任を負う人の事を指します。

\* 利用期間中に關する一切の債務に關して責任を負える方です。

### 契約締結日

令和 年 月 日

私は身元保証人・連帯保証人として、契約書・重要事項説明書・サービス内容説明書に基づき、介護老人保健施設からサービスについて説明を受け、全てにおいて了承しましたので、上記契約を承諾します。

以上をもって、介護老人保健施設さわら老健センター、サービス利用の契約を締結致します。

<ご利用者>

住 所

---

氏 名

---

<身元保証人>

住 所

---

氏 名

(続柄 )

---

電 話 番 号

---

勤 務 先

---

<連帯保証人>

住 所

---

氏 名

(続柄 )

---

電 話 番 号

---

勤 務 先

---

連帯保証人はご利用者様に対し、本契約上負担する一切の負担を極度額30万円の範囲で連帯して保証する。

事 業 者

社会医療法人 福西会 介護老人保健施設 さわら老健センター

---

住 所

福岡市早良区早良1丁目1番60号

---

管 理 者

施設長 河野 知記

---